

2019年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民のくらしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命とくらしを守る自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命とくらしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答)国から示される基準を参考に、介護保険事業計画推進委員会の意見を伺いながら検討してまいります。

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

(回答)国の軽減制度とのバランスを考慮しつつ検討してまいります。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

(回答)関係市町の介護保険担当課に臨時職員を3名配置し、要介護等認定が必要な方に対し、必要な手続きができるよう対応しています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

(回答)対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

(回答)介護保険事業計画推進委員会のご意見などを伺いながら検討してまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的にを行い、入所希望者に対して適用してください。

(回答)特例入所が必要な方に対し、適切な広報を行うとともに、利用者の状況や希望等も踏まえて、特例入所を実施しております。

★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

(回答)現行相当サービスの利用にあたっては、対象者個々のアセスメントに基づき、自立支援に向けたケアプランを作成し、サービスを提供しております。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

(回答)国の制度に沿って進めてまいります。

(5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

(回答)平成24年度から地域の見守り、日常生活の援助、サロンの実施等による交流の場の創出等を実施する地域支えあい活動登録団体に対し、交付金を支給しており、現在23団体が活動中です。(令和元年9月1日現在)

また、認知症カフェは、まなぶん横須賀において、ケアラズカフェを毎週火から土曜日に開催しております。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

(回答)健康推進課では、認知症予防や健康増進を目指し、通いやすく定期的な運動や交流ができる身近な場所の増設を図っております。

そのため定期的に筋力アップのための運動や交流ができるいきいき百歳体操を実施する団体を育成しながら、既存の自主グループの活動継続のための支援も行う

ております。その他、理学療法士によるコグニウオーキング講座を実施し、運動の習慣化を図っております。また、通いの場の増加に併せて、支援者を養成するための人生これから大学は、社会福祉協議会との共催により、多彩な講座を用意して支援者の増加を図っております。

高齢者支援課では、介護保険の事業対象者や要支援者になられた方を対象に、短期集中サービスを実施し、終了後は個々に地域活動を紹介しております。地域の身近な場所で活動できる場としては、社会福祉協議会や地域支えあい活動登録団体がサロンを、社会福祉協議会がゴムバンド運動を行っております。

また、生活支援コーディネーターが、地域で行われている活動情報を集約しており、いつでも提供できるようにしており、利用しやすい環境づくりを行っております。

- ③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

(回答)住宅改修・福祉用具購入については、受領委任払いを実施していますが、高額介護サービスについては、複数サービス事業所を利用した場合が想定されるため、実施していません。

★(6)介護人材確保について

- ①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

(回答)国の支援金等の活用を周知する等、検討してまいります。

- ②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

(回答)国の制度に沿いつつ、検討してまいります。

- ③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

(回答)国の制度に沿いつつ、検討してまいります。

★(7)障害者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答)すべての要介護認定者について、障害者又は特別障害者控除の対象としております。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

(回答)全ての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うように知多北部広域連合から勧奨通知を送付しております。

2. 国保の改善について

- ★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

(回答)平成30年度より愛知県が国民健康保険の財政運営の主体となり、現在は県の枠組みの中で国保の運営を行っているところです。県は、県内国保の統一的な運営方針を示しており、その中で、国保財政を安定的に運営していくため赤字を解消・削減し、法定外の一般会計繰入金を減らしていく方針としております。

本市としましても県の方針に合わせ、税率等の見直しなどに取り組んでいきたいと考えて

おり、一般会計からの繰入額等については、国の考え方や県内市町村の動向などから、増は考えておりません。

- ★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

(回答)国民健康保険に関する基準等については、県内で標準化、統一化を目指していくこととして平成30年度から県単位化を始めたことから、今のところ市の独自事業として減免を行う予定はございません。

- ③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

(回答)国民健康保険に関する基準等については、県内で標準化、統一化を目指していくこととして、平成30年度から県単位化を始めたことから、今のところ、市の独自事業として、減免要件の見直しを行う予定はございません。

- ★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

(回答)国保事業は、国民皆保険の柱であり、医療給付と負担は共に公平でなくてはならないものと考えております。このため、理由もないのに国保税を納めていただけない方については、資格証明書を交付しております。特別な事情のある世帯には、弁明書等を提出していただくことにより、既存の保険証を発行しております。

- ★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

(回答)滞納者については、納付の機会の確保、実態の把握のためにも定期的な面談が必要と考えており、短期保険証を発行しております。3ヶ月ごとの保険証更新時に来庁していただき、また、各種給付支払時、個別訪問時等にも面談の機会を設け、個々の生活実態に合った納付をお願いしております。分納を定期的に行い、滞納額を減らしていけるような世帯については、正規の保険証を交付するようにしております。

差押につきましては、納期限を過ぎ、督促状発送後10日以内に納付がなければ、以後滞納処分を行うことが国税徴収法に規定されております。差押に至るにあたっては、差押可能財産があることが前提となりますし、差押禁止額が法に定められておりますので、法令遵守し、処分を行っております。生活実態把握につきましては、個々のご事情までは測りかねるところもございますので、納税相談いただきたいです。

- ⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口に関わりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

(回答)一部負担金の減免規定の拡大については、そのための財源が必要となること等の影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。また、制度については、市の広報に掲載、国保課窓口でのご案内等行うことにより周知を図っております。

- ⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

(回答)国県の動向を注視しつつ、検討してまいります。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ、差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、

地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

(回答) 差押禁止財産を差押することはありません。納税の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止の適用などに、該当しない場合であっても、ご事情をお伺いし、個々の対応をさせていただきます。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 生活保護は国民生活の最後の拠り所であるということを十分に認識しておりますので、面接相談においては、真摯な態度で相談に応じており、親切丁寧に法の趣旨や制度概要の説明を行うとともに助言を行っております。そして保護の必要な方には適切に対応しており、申請権の侵害は行っていません。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

(回答) 現在、ケースワーカーは7人おりまして、法令に定められる充足数を満たしてはおりませんが、平成30年度に入り規定世帯数を超える状況となりました。社会福祉法で定める定数は8人となりますので、今後は適切な人員確保のため、人事に要望していく予定です。また、担当ケースワーカーについては、日々、受給者の方との接し方などをお話ししておりまして、今よりもさらに質の高いケースワークが実践できるよう、指導指示してまいりたいと思います。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

(回答) 返還等が生じた場合、受給者の方とお話をして返還の理由を説明させていただきます。万が一、行政側のミスにより返還等が生じた場合は、相応を考慮した中で対応させていただきますので、ご理解ください。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

(回答) 資産調査は、国・県の指導のもと、生活保護実施上必要最小限のものにとどめております。人権を侵害するような不必要な資産調査は行っておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

(回答) 新規に受給者となるすべての方に対して、家庭訪問による実態調査を行っておりますので、平成30年6月以降は、エアコン設置の有無を確認し、エアコン設置費用の支給条件に該当する方に対して、制度説明を行うこととしております。また、電気代における夏季加算については創設されておきませんので、ご理解ください。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答) 東海市は、県の助成制度に加え、子ども医療で小中学生の通院現物給付など、市独自の内容で医療費助成を実施しています。

- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急の実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

(回答)東海市は、県の助成制度に加え、小中学生の通院医療費現物給付を実施しています。

- ★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

(回答)東海市は、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象に全疾患の入通院医療費の助成、精神障害者保健福祉手帳3級所持者を対象に精神疾患の入院医療費の助成、また、自立支援医療(精神通院)対象者に精神疾患の通院医療費の助成を実施しています。

- ④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

(回答)東海市は、母子健康手帳の交付を受けている妊婦に対して、健やかな児童の出生を図るための医療費について保険診療の自己負担額の助成を行っています。

6. 子育て支援について

- (1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

- ①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

(回答)平成29年7月に子どもの実態調査分析を行っております。

- ②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

- ★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

(回答)平成26年度に生活保護基準の見直しが行われた際に、就学援助を受けている世帯に影響がないように認定基準を生活保護基準の1.3倍未満に変更しました。今年度も引き続きこちらの基準を適用しております。対象基準及び支給内容につきましては、近隣市町の状況等を踏まえて検討してまいります。年度途中でも申請できることは、ホームページや学校を通じて周知をさせていただいており、転入者や経済的にお困りの方には、その都度、市役所窓口や学校から案内するように徹底しております。入学準備金の支給については、新学期前に実施しております。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

(回答)平成24年度より養護教諭の資格をもつ「心の相談員」を市内の全ての中学校と、養護教諭が複数配置されていない中規模の小学校に配置し、学校不適応等により保健室に来室した児童生徒を中心に相談活動を行うなど、心に寄り添った居場所づくりに努めております。家庭学習が十分でなく、学習習慣が身に付いていない市内在住・在学の中学生を対象にした学習支援教室を平成30年8月から開催しております。生徒の居場所をつくと共に、学習習慣を身に付けることで基礎学力の向上を目指すことを目的とし、無料で学習を支援する場を提供しております。

また、こども食堂への支援は、愛知県が基金を活用し、「子ども食堂推進事業費補助金」として、食堂開設等の支援を開始しておりますのでご理解ください。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子

世帯に対する支援」などを行ってください。

(回答)学校給食法(昭和29年6月3日法律第160号)第11条第2項により学校給食費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者(学校給食法第16条に規定する保護者)の負担となっておりますので、給食費の無償化につきましては考えておりません。また、生活保護や経済的に困窮していると認められた方を対象に就学援助を行っておりますが、現在のところ多子世帯に対する支援につきましては考えておりません。

(3) 幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

① 認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

(回答)民間事業者への施設整備補助を実施し、平成30年4月に保育所1園、認定こども園1園及び小規模保育事業3園並びに平成31年4月に小規模保育事業2園が開所しました。また、令和2年4月に認定こども園1園及び小規模保育事業2園が開所するよう施設整備補助又は公募を行っています。保育士資格の有資格者を確保するため、広報とうかいでの募集、ハローワークへの登録に加え、ブランクのある方の採用に向けたお仕事相談会の年4回の開催、大学挨拶及びスーパー・美容院等のポスター掲示等を実施しています。

② 無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

(回答)平成31年4月1日時点において、愛知県に届出があり運営中の市内認可外保育施設は県の指導監督基準を満たしているため、本市独自の支援は実施していません。また、7月1日から届出対象となった事業所内保育等の認可外保育施設については、今年度末に愛知県の指導監査が実施される予定となっており、現時点では指導監督基準を満たしているか確認ができませんが、愛知県に提出している申請書類を本市で確認した中では、国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準をすべての施設が満たしております。

③ 就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

(回答)就学前教育・保育施設等の給食費については、国が開始する幼児教育・保育の無償化制度を踏まえた運用での実施を検討しており、全ての就学前教育・保育施設等の給食費を無償化することは検討しておりません。なお、無償化以前の利用料負担を上回る世帯がないよう、これまで市が独自で実施してきた、年齢制限がない第3子保育料無償化の施策を、副食費にも同様に適用させることを検討しております。

7. 障害者・児施策の拡充について

★① 障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

(回答)グループホーム等の拡充については、市内の社会福祉法人と相談しながら進めてまいります。

② 在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

(回答)本人や家族又は指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に基

づき必要とする時間を支給しております。

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

(回答)通学をはじめ、通園や通所のような継続的な支援につきましては、サービスの目的と合致しないことから、原則、対象外としております。

- ④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

(回答)入院時のコミュニケーション支援サービスは、平成28年度から開始しました。その他の入院中のサービスについては、国の指導に基づき、病院が利用を認めた場合は実施していきます。

- ⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

(回答)令和元年(2019年)10月より開始となる幼児教育・保育無償化に伴い、小学校就学前の3年間については、児童発達支援等の障害児通所支援は利用者負担額が無償となりますが、その他につきましては、現時点で利用者負担額を無償にするといった市単独の制度を実施する予定はございません。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

- 1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

(回答)国の通知により、介護保険制度を優先しておりますが、障害者の必要性に応じ、介護保険で不足するものについて障害福祉サービスの支給決定を行っております。

- 2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

(回答)国の通知により、介護保険制度を優先しておりますが、障害者の必要性に応じ、介護保険で不足するものについて障害福祉サービスの支給決定を行っております。

- 3)2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

(回答)対象となった方に申請書をお送りしています。

- ⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答)現時点で国の動向を注視しているところでございます。要望書の提出や補助等の予定はありません。

- ⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

(回答)現時点で国の動向を注視しているところでございます。要望書の提出や補助等の予定はありません。

8. 予防接種について

- ★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

(回答)流行性耳下腺炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、乳幼児期に必要な予防接種の種類や数が増加し複雑化してきているため、健康被害の面も考慮しなければなりませんので、定期予防接種に位置づけられる等、国の予防接種に対する施策が必要となってきます。今後も引き続き、国の動向や近隣市町の状況等の情報収集に努め、予防接種事業を進めてまいります。

子どものインフルエンザワクチンの任意予防接種については、平成29年度から中学3年生及び高校3年生等の接種に対して補助制度を開始しました。麻しん（はしか）の任意予防接種に対する助成につきましては、現在のところ、市として実施する予定はありません。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

(回答) 高齢者用肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月1日からの定期接種化に伴い、66歳以上の定期接種対象者以外の方についても定期接種対象者の方と同様の自己負担額1,080円で接種できるようにしています。生活保護を受けられている方は自己負担額を無料としています。それ以外の方の自己負担額を無料にする予定は現在のところ、ありません。2回目の接種については、国で2回目の有効性について検討されているところであり、現在のところ、市として独自で任意予防接種の対象とする予定はありません。

9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

(回答)産婦健診の助成については既に平成29年8月から、2回実施しております。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

(回答)現在、妊婦には母親教室で、産婦の希望者には乳児健診時に歯科健診を実施しています。かかりつけ歯科医を持つ目的では個別方式が望ましいと考えますが、産婦歯科健診は乳児健診と同時にできるため、便利で受けやすいという意見があります。

- ③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

(回答)歯科は対象が「ゆりかごから墓場まで」と年齢範囲が広く、むし歯や歯周病等歯科疾患の罹患率が高率であり、歯科医療費は全疾患の上位を占め、期待される予防活動は歯科衛生士1人では賄いきれません。複数配置は必須であり、本市でも毎年要望しています。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

(回答)現時点では、国の動向を注視しているところでございます。要望書等の提出の予定はありません。

- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

(回答)国の動向を見ながら、機会をとらえ要望したいと考えています。

- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

(回答)年金制度については、年金事務所を通じて国へ要望してまいります。

- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

(回答)国の制度に沿いつつ、検討してまいります。

- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

(回答)18歳年度末までの医療費については今後検討してまいります。なお、要望書等の提出の予定はありません。

- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点等を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

(回答)東海市障害者自立支援協議会等で上記問題について協議をしています。現時点では、要望書の提出の予定はありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(回答)東海市は、県の助成制度に加え、子ども医療で小中学生の通院現物給付など、市独自の内容で医療費助成を実施しています。要望書等の提出の予定はありません。

- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

(回答)18歳年度末までの医療費については今後検討してまいります。なお、要望書等の提出の予定はありません。

- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

(回答)東海市は、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象に全疾患の入通院医療費の助成、精神障害者保健福祉手帳3級所持者を対象に精神疾患の入院医療費の助成、また、自立支援医療(精神通院)対象者に精神疾患の通院医療費の助成を実施しています。要望書等の提出の予定はありません。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(回答)東海市は、県の助成制度に加え、市単独事業としてひとり暮らし高齢者、精神障害者保健福祉手帳1級、2級所持者を対象とした全疾患の入通院医療費の助成などをいたしております。要望書等の提出の予定はありません。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

(回答)現時点では、県の動向を注視しているところでございます。要望等の予定はありません。

以上